

平成30年度第9回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年2月21日(木) 午前9時30分～午前11時15分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員(農業委員24名中24名:推進委員5名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟、吉富 崇子

推進委員
岡本 公一、徳本 優、長尾 進、池田 務、中山 隆之
- (2) 欠席委員
なし
- (3) 事務局
末貞局長・山根参事・岩本副主幹・開地
- (4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名
- (2) 議案審議
- (3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより平成30年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席24名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

中谷 敏明 委員及び、原田 雅恵 委員をお願いいたします。

それでは、平成30年度第6回総会の農地法第5条議案第29号についての継続審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、平成30年度第6回総会 農地法第5条議案第29号、仁保中郷です。

この事案につきましては、第6回の総会において、太陽光発電設備の設置にあたり、一部を貸駐車場として整備することについて、農地法第5条第2項第3号の一般基準における計画の実現性に問題があり、審議保留としておりました。

このたび、事業計画が修正されましたので、再度審議をお願いします。

申請内容を改めてご説明します。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県福岡市博多区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図り、一部は貸駐車場として整備するものです。

以上の議案第1号について、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくをお願いいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員 問題ありません。

議長 事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。
議案第1号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

A委員 図面は、どういうレイアウトですか。

B委員 場所は、仁保の●●の倉庫の下側になるのですが、通路があって、その隣に農地があり、南側に駐車場をつくって、北側に太陽光の発電設備をつくる計画になっています。入り口は県道からとなっています。

事務局 事務局から補足をします。図面の右側にある、主要地方道山口鹿野線からの入口ですが、この入口は赤線になります。幅は1.8mあります。
これを利用して進入するという形になります。該当の筆が、この四角になります。駐車場にあたる部分は、南側3分の1ぐらい、駐車場20台分になります。北側に太陽光パネルを並べていく計画で、図面が出されています。入り口部分は赤線。土地利用計画については、上下に分かれていて、上側が太陽光発電設備、下側が貸駐車場というイメージで見ただけだと思います。

議長 他にありませんか。

それでは、以上で議案第1号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

ただいま審議しました議案第1号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第1号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法に係る第2号議案から第19号議案まで、事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局

それでは、2ページをお開きください。

合わせて、参考位置図2ページをお開きください。

議案第2号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、2,365アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、2,365アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、上小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南西へ1.3～1.8kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

譲渡人は遠方で管理が困難なため、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、1,879アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を譲り受け、果樹を栽培するものです。

なお、譲受人の所有農地の一部で農地転用等の届出がされないまま、農業用施設が建設されており、農地取得のための下限面積要件の算定が不可能なため、申請書を提出する旨の連絡を受けておりますので、この事案については審議保留とします。

議案第6号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ870mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

譲渡人が高齢で管理が困難なため申請地を取得し、水稻や野菜を栽培し農業経営に参入するものです。

なお、譲受人は農業経験がなく、営農計画から農業機械や技術力、労働力の十分な確保を判断し、農地取得の全部効率利用要件について、北部地区協議会で継続して協議することとなりましたので、この事案については審議保留とします。

議案第7号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の要望に応え、現在利用権を設定し耕作をしている申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は95アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は110アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、黒川です。

申請地は、JR大歳駅から南へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

山口市の道路改良事業に提供した用地の代替地として取得し、経営面積を維持するものです。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

取得後の経営規模は71アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから南へ700mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は648アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、陶です。

申請地は、名田島地域交流センターから北東へ660mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は665アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから東へ520mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は、2, 489アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

申請人は、農事組合法人赤浜の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営面積は102アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第14号、徳地岸見です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ4.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

隣接地も所有しており、一体的に耕作するため譲り受けるものです。

取得後の経営規模は95アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第15号、阿東地福上です。

申請地は、阿東地域交流センター地福分館から南へ80mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、112アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第16号、阿東徳佐下です。

申請地は、阿東総合支所から南西へ850mに位置する、農用地区域内の農地です。

事務局

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。
親戚の所有する申請地を贈与により取得し、農業経営の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は、51アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第17号、阿東徳佐下です。
申請地は、阿東総合支所から南西へ900mに位置する、農用地区域内の農地です。
申請人は市内に居住し、農業を営む者です。
譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は、1,449アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第18号、阿東徳佐下です。
申請地は、阿東総合支所から西へ1.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。
申請人は市内に居住し、農業を営む者です。
譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は、188アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第19号、阿東嘉年上です。
申請地は、阿東地域交流センター嘉年分館から北西へ1.8kmに位置する、農用地区域内の農地です。
申請人は市内に居住し、農業を営む者です。
新規就農者として農地等売買事業により申請地を取得しトマトを栽培するものです。
取得後の経営規模は、54アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。
御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員 問題ありません。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

阿東地区委員 問題ありません。

議長 事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第2号から議案第4号及び、議案第7号から議案第19号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

B委員 仁保地区は、2号と3号ですが、これは後継者がいらっしゃらなくて、東京の方に住んでいます。今まで、田と畑は、法人が管理をされてきた。自宅の近くは、直売所の集落で管理をしていたのですが、今回、全て法人が取得してよかったと思います。

議長 それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長 それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第3条に係る審議について、一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、議案第2号から議案第4号及び、議案第7号から議案第19号を「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条にかかる申請について、議案第2号から議案第4号及び、議案第7号から議案第19号を「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、13ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図20ページをお開きください。

議案第20号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.4mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼不動産業を営む者です。

自宅への進入路が狭く不便なため、進入路を造成し拡張するものです。

なお、申請地は、平成30年12月頃に農地法の許可を得ることなく進入路として造成されたものですが、北部地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第21号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南へ540mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地周辺は、居住環境に恵まれ需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第22号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ170mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置して売電事業に参入するものです。

議案第23号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ890mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

阿知須地域のコイン精米機が廃止され、不便であり、周辺の地域に居住する者の日常生活上必要な施設であることから、コイン精米機を設置するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第24号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ4.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼キャンプ場を経営する者です。

里山の活性化を考え、自然環境を生かし、自然とふれあってもらいキャンプができるように整備するものです。

なお、申請地は、平成10年から平成29年にかけて農地法の許可を得ることなく、キャンプ場にされたものですが、徳地地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは、今後は、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条の議案第20号から議案第24号につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 議案第20号から議案第24号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。 それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。
C委員	24号議案についてお尋ねします。キャンプ場ということで、煮炊きをしたり、いろいろなことがあると思いますが、生活排水が発生すると思うのですが、排水は、汲み取りとありますが、これとの関連と合わせて、トイレとか生活排水、雨水がどちらに流れるか説明をいただけますか。
事務局	トイレについては汲み取りとなっています。生活排水については、下水道普及課に確認したところ、トイレが汲み取りであれば、生活排水は、川に流すことは、今でもあるとのことで、特に合併浄化槽等を設置するなどについては、お願いごとになり、強制は出来ないということでした。 今回の計画は、生活排水については、近くの河川に流すとのことでしたが、農業委員会としては、強制的に合併浄化槽等を設置させることも出来ませんので、生活排水を河川に流すことについては、問題ないと考えております。

C委員

許可要件には、当たらないとは思いますが、生活排水がそのまま流れることを考えると、隣接している人の許可というか、どんな水が流れるか、洗剤とか考えられますが、その辺の了解を取られているかという意味を込めて質問しました。要件には関係ないとは思いますが、その辺りはどうでしょうか。

事務局

先ほども説明はありましたとおり、すでにキャンプ場としての形態は、整っている、出来上がっている状態です。個人の労力で時間をかけて造成していますので、どこかの業者がいきなりキャンプ場を作るとは違い、徳地の地域からすると、キャンプ場をつくっていることは承知をしておられたと思います。結果として排水が流れることも理解されているとは思いますが、キャンプ場ですので、どこまで一時的に人が集中するか分かりませんが、地元の方は、キャンプ場がつくられている様子も見られているとは思いますが、納得されていると理解しております。

議長

他にありませんか。

それでは、以上で農地法第4条の議案第20号から議案第24号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、18ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図25ページをお開きください。

議案第25号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は高速道路入口に近く、需要があるため事業所用地として造成するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1 kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

事務所の移転に伴い、従業員用駐車場が不足しているため申請地を取得し整備するものです。

議案第27号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北へ2.3 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第28号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、兵庫県加東市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第29号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.2 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、山陽小野田市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南西へ550 mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

実家近くにある父親の所有する申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第31号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南西へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第32号、荻町です。

申請地は、山口市役所から南西へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は市街地に近く、交通の便が良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第33号、神田町です。

申請地は、山口市役所から南西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

隣接地の宅地開発に伴い、地元自治会からの要望を受け、申請地を道路として拡幅し、市道として寄付を行おうとするものです。

議案第34号、錦町です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北東へ1.8kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第35号、吉敷赤田三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第36号、吉敷赤田四丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

実家近くにある父親の所有する申請地を借り受け自己用住宅を建設するものです。

議案第37号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ670mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、中古車販売業を営む者です。

申請地付近の自己が営む中古車販売店に収容する車両が増えたため、申請地を取得し、来客用の駐車場及び在庫の車両の置場として整備するものです。

議案第38号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南へ540mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県北九州市小倉南区内に居住する会社員です。

申請地周辺は、居住環境に恵まれ需要が見込めることから、義理の父親が所有する申請地を借り受け、共同住宅を建設するものです。

なお、この事案の転用面積は1,000㎡未満ですが、議案第21号の同一所有者が行う隣接農地の開発と合わせると1,000㎡以上になるため、開発許可と同時施行といたします。

議案第39号、黒川です。

申請地は、JR大歳駅から南へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

市道の道路改良事業に、所有している貸駐車場用地を提供することに伴い、その代替地として、申請地を譲り受け、貸駐車場として整備を行うものです。

議案第40号、富田原町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南西へ160mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地周辺は、住環境に恵まれ需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。

議案第41号、幸町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、居住環境が良く需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第42号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南へ770mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は交通の便が良く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第43号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ580mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第44号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第45号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.6kmに位置する、公共投資の対象と

なっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第46号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第47号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第48号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第49号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第50号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から西へ270mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、市内に居住する会社員です。
借家住まい解消のため、自己用住宅を建設するものです。

議案第51号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から西へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第52号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北東へ270mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在の住宅敷地が手狭なため、住宅に隣接する申請地を取得し、駐車場を整備するものです。

議案第53号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第54号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

隣接地で議案第53号の太陽光発電設備を設置するため、工事用車両の進入路とするものです。

なお、この事案につきましては、一時転用ですので、平成32年2月28日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第55号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第56号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、防府市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第57号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ860mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、美祢市内に居住する会社員です。

申請地は、申請者、及び申請者の父の勤務先に近く、利便性が良いため、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第58号、小郡下郷です。

申請地は、JR上郷駅から南へ610mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は譲受人所有の貸店舗に隣接しており、貸店舗の駐車場が手狭なため貸駐車場を整備するものです。

議案第59号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南西へ400mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、大分県宇佐市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

事務局

議案第60号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ660mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

申請地はJR阿知須駅から近く、住環境に恵まれ、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第61号、徳地堀です。

申請地は、徳地インターチェンジから北へ140mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、福岡県久留米市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条の議案第25号から議案第61号について議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長	<p>ただいま、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>5条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。</p>
A委員	<p>5条申請議案第25号について、申請書と図面とで、どういう計画を出されているか教えていただきたい。</p> <p>転用面積が3,505㎡ですね。実際の転用面積が5,686㎡なんです。ここの図面でいくと、過去転用されたものも含まれていると解釈していいですか。地図は25ページになります。</p>
事務局	<p>転用の農地の面積が3,505㎡ということと、転用の全体面積が5,686㎡あるということで、この部分がどこを指しているかというご質問だと思います。</p> <p>まず、地図の25ページを見ていただければと思います。874-1と899-1という手書きで地番が書かれたものが、3,505㎡にあたる申請の農地になります。それから、5,686㎡に該当する部分については、この面積に加えて、手書きで書かれている、平成29年6月28日5条許可事業所用地、資材置場、それからその下に平成28年8月29日5条許可駐車場・道路という部分の2ヶ所を合わせて、今回の事業の全体計画となっています。この該当する2ヶ所を合わせないと、今回の申請地には入れないという形になります。ということで、事業の全体の面積は5,686㎡となります。進入路と書かれている部分については、全体面積に入っておりません。この4ヶ所の事業用地に出入りするために進入路を利用しなければならないということで、進入路と標記を入れてあります。したがって、農地の部分は地番が入ったもの、一体利用地は、過去に転用の標記がされているものとして見ていただければと思います。</p>
A委員	<p>平成28年の申請は、駐車場とか道路で出ているが、今回、過去の申請が、今回の申請に変更が出来るのですか。</p>
事務局	<p>変更するのではあれば、事業計画変更が必要かと思いますが、ここの駐車場と道路の部分については、目的どおり転用され駐車場と道路で使われてお</p>

事務局 ります。右側に真っすぐ伸びている部分が道路部分になり、その左側が駐車場となります。その駐車場の一部を通り、今回の申請地に入るようになります。

議長 外に質問はありませんか。

D委員 議案第55号の嘉川の5条の太陽光発電設備について、いつも所有権移転ばかりだが、これは使用貸借となっているが、何年ぐらいで借受けをされるのか。

事務局 使用貸借につきましては、期限が区切られておりません。永年転用となっていますし、太陽光発電自体が、最低20年はやられる予定です。いつまでということはありません。今までも嘉川で時々出てきていたのですが。

この申請については、譲受人と譲渡人を見てもらえれば分かりますが、ご親族で出されています。

議長 他にはありませんか。

それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第5条に係る審議について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは、37ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第62号です。
地区協議会において、協議していただいたとおりで、

事務局

合計762筆1,105,013.70㎡でございます。

なお、今月は、このうち3筆6,161㎡の所有権移転申請がございました。詳細は、38ページに記載してあるとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると報告を受けております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします。

事務局

それでは、39ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第63号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計1筆、7,500㎡でございます。

これら計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると報告を受けております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、40ページをご覧ください。
議案第64号、農用地区域の変更について説明いたします。
各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が7件、1,911㎡、用途区分変更が4件、1,650.62㎡、編入申請が30件、14,920.57㎡でございます。
御審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第64号の農用地区域の変更について、採決を行います。

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、議案第64号農用地区域の変更については、異議はないものとして、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局

それでは、41ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図57ページをお開きください。

議案第65号、大内問田四丁目です。

登記地目が田の土地1筆、3.64㎡については、昭和51年頃から、住宅の排水路として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第66号、秋穂東です。

登記地目が畑の土地1筆、1,098㎡については、昭和58年頃に農地法第5条申請を行い、土砂置場として取得した後に、平成18年に国土調査により田から畑に地目変更がされましたが、取得した時から畑として耕作はしておらず、荒廃し現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第67号、嘉川です。

登記地目が田の土地2筆、256㎡については、昭和55年1月頃から道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第68号、徳地野谷です。

登記地目が畑の土地4筆、1,245㎡については、昭和52年頃には山林として杉などを植えていたが、平成28年に伐採し、新たに植樹し現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。ただいま、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

E委員

議案第66号について、昭和58年に5条申請を行って、土砂置場としたとありますが、その時に地目変更はされていないのですか。

事務局

昭和58年当時転用申請されて、実態的には使われていたようです。ただ、該当地の地目の変更までは、当時されていなかったかもしれません。

その後、地籍調査があつて、本人さんは記憶にないとのことでしたが、その際に地目を畑で認定されています。

平成18年からは、畑として認定はされましたが、実態は農地として利用はされていない。平成18年に畑で認定されているので、法務局で登記も出来ないかと相談に来られましたので、ここの申請地については、過去に5条申請を出されている経過もありますけど、現在、荒廃しているという状況もふまえて非農地証明を申請してもらっています。

E委員

平成18年の地籍調査の時に5条申請をしていると言つてあれば問題なかったということですか。

事務局

ご指摘のとおりと思います。平成18年の地籍調査の際、5条申請をして、土砂置場として申請地を取得した事実を伝えていけば、畑として登記はされていなかったと思います。

農業委員会としては、5条許可を出しているということで、手続きは必要となりますが、非農地として証明を出して問題ないと判断しております。

議長

他にありませんか。

特に意見がないようですので議案第65号から議案第68号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

それでは次に、山口市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

42ページをご覧ください。議案第69号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明します。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられました。農業委員会等に関する法律第7条に農業委員

事務局

会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進の方法について、指針を定めるように努めなければならない。とありまして、今回指針の策定についてお諮りするものです。

内容につきましては、1月の研修会、2月の地区協議会でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

説明は以上です。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。事務局より説明がありました指針について、委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました、議案第69号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、採決を行います。

賛成される方の挙手をお願いいたします。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数により承認されました。

なお、本日2月21日付けで策定とさせていただきます。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

議長

ただいま、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、平成30年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

平成31年2月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 中谷 敏男

署名委員 原田 雅恵

記 録 者 開地 剛